

浜松市告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療（精神通院医療）を担当する医療機関等から変更の届出がされたので、同法第69条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月18日

浜松市長 中野 祐介

1 変更する医療機関の名称等

	医療機関名称等・旧	医療機関名称等・新
1	訪問看護ステーション小池	フォーリア訪問看護ステーション小池

2 変更年月日

令和8年8月1日